兵庫大学地域医療福祉研修センター施設等貸出規程

 平成 28 年 6 月 22 日
 ▼成 28 年 6 月 22 日制定

 大学運営会議決定
 兵 大 程 第 2 3 6 号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部施設貸出規程第2条第2項の規定に基づき、兵庫大学地域医療福祉研修センター(以下、「センター」という。)の施設及び機器等の学外者への貸出に関して、必要な事項を定める。(貸出施設)
- 第2条 この規程に定める貸出施設及び機器・備品は、次に掲げる施設及びそ の施設が所有する備品とする。
 - (1) メディカルシミュレーションユニット
 - (2) 看護・介護研修ユニット

(貸出許可)

- 第3条 センター及びその所有する機器・備品を貸出できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 医療・介護・福祉に従事する者
 - (2) 医療・介護・福祉系学生(大学院生含む) および教員
 - (3) センターが企画主催する研修、講習会等の参加者
 - (4) センターが共催する研修、講習会等の主催者および参加者
 - (5) 貸出の申し出のあった者のうち学長が適当と認めた者

(貸出時間)

- 第4条 センターの貸出時間は午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項の規程にかかわらず、センター長は必要に応じて使用時間の変更をすることができる。

(休所日)

- 第5条 センターの休所日は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 学園創立記念日
 - (4) 学園が定める休日
- 2 前項の規程に関わらず、センター長は必要に応じて開所日および休所日を変更することができる。

(利用申込)

- 第6条 センターを使用するときは、1ヶ月前に「センター利用申請書」をセンターに提出し、学長の承認を得なければならない。
- 2 センターの使用の承認を受けた者が、承認された使用日時等を変更する場合は、必ずセンターに申し出て、再度学長の許可を得なければならない。
- 3 センターの使用の承認を受けた者が、使用を中止するときは、速やかにセンターに申し出なければならない。

(使用料金)

- 第7条 センターを利用する者は、別途定める施設・機器等の使用料金を期日 までに指定金融機関の口座に振り込むものとする。
- 2 センターが共催する講習会等については、前項の規程に関わらず学長は必要に応じて使用料金を変更することができる。

(使用方法等)

- 第8条 センターの使用にあたっては、使用許可書の確認を受けたうえで使用 しなければならない。
- 2 センターの備品を使用する者は、事前に使用方法を理解したうえで使用しなければならない。
- 3 施設等使用中に万が一事故が生じた場合の責任は、利用責任者または使用 していた本人が負うものとする。

(使用許可の取消)

- 第9条 センターの使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する ときは、使用許可を取り消すことがある。
 - (1) 利用申請で許可された目的以外の使用をしたとき。
 - (2) 利用許可者が第三者に又貸しをしたとき。
 - (3) センターの緊急事態および管理運営上の支障が生じたとき。

(遵守事項)

- 第10条 センターの利用者は、次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 準備や講習会の運営は、原則利用者が行うこと。
 - (2)機器・備品は丁寧に扱い、整理整頓・原状復帰を心掛けること。
 - (3) 使用終了後は消灯・空調機の管理・窓の施錠を行うこと。
 - (4) 申込をしたセンターの施設・機器等以外は使用しないこと。
 - (5) センターの機器・備品を断りなく改変しないこと。
 - (6) センターの機器・備品を断りなく室外に移動させないこと。
 - (7)利用責任者は機器等の操作方法を習得している(初回時は機器等の使用に関する説明を聞き、使用方法等を習得する)こと。
 - (8) 利用時間を厳守すること。
 - (9) 他の利用者の学習を妨げる行為はしないこと。
 - (10) センター内での飲食は所定の場所以外では禁止とする。

- (11) センター内は全面禁煙とする。
- (12) 貴重品および金銭等は利用者が責任を持って管理すること。
- (13) 設備・機器等の取り扱いは、各自が責任をもって行うこと。

(機器・備品の学外使用)

- 第11条 センターの機器・備品を学外で使用する場合は、事前にセンターへ申 し出て、学長の許可を取らなければならない。ただし、同センターの備品を学 外で使用する場合は、センターが企画または共催する研修、講習会等を実施す るときに限る。
- 2 前項の規程に関わらず、学長は必要に応じて機器・備品の貸出方法について 変更することができる。

(損傷等の措置)

- 第 12 条 センターの利用者が故意または重大な過失によって、施設または設備・機器を損傷又は紛失したときは、直ちにセンターに届け出て、その指示を受けなければならない。また、これによって生じた損害又はその原状回復に必要な経費を原則利用者が弁償しなければならない。
- 2 センターの利用者は、使用した備品などに不具合があった場合、直ちにセンターに届けなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、地域医療福祉研修センター運営委員会に諮り、大 学運営会議の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。